

委 託 契 約 書 (案)

島根県（以下「甲」という。）、島根県公安委員会（以下「乙」という。）及び〇〇〇（以下「丙」という。）とは、免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習（以下「更新時講習」という。）、免許の効力の停止、運転の禁止又は免許の保留を受けた者に対する講習（以下「停止処分者講習」という。）、原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習（以下「原付講習」という。）、免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微な違反行為をし、政令で定める基準に該当することとなった者に対する講習（以下「違反者講習」という。）、及び違反者講習該当者に対する通知（以下「違反者講習通知」という。）業務（以下「更新時講習等」という。）の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 乙は、更新時講習等業務（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第2条 丙は、別添の仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

2 丙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、乙の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を丙に支払うものとする。

（委託期間）

第4条 委託の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託業務の実施場所）

第5条 丙は、別添の仕様書に掲げる場所において実施するものとする。

（契約保証金）

第6条 (A) 丙が、甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 丙が、甲に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

（講習の実施報告及び確認）

第7条 丙は、検査のための確認を受けるため講習の実施状況を別紙「講習実施結果報告書」（以下「結果報告書」という。）により毎月5日（3月分は3月31日）までに乙に報告し、乙の確認を受けなければならない。また、乙は、甲に同報告書を送付しなければならない。

(検査)

第8条 乙は、前条の結果報告書を受領したときは、その日から10日以内に(3月分は3月31日まで)委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

- 2 丙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第9条 甲は、第3条の委託料を月額により支払うものとし、丙の給料支払日に別表「支払計画表」に基づき、丙に対し前金払の方法により支払うものとする。

(履行遅滞)

第10条 丙は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。)を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間(以下「約定期間」という。)内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。
- 3 甲が第8条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第12条 丙は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、甲、乙又は第

三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 丙が、甲及び乙の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 丙が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 丙が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 丙又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
- (5) 丙がこの契約に違反し、甲及び乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (7) 丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第6条(契約保証金)で(A)を用いる場合

第14条 丙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を丙に請求することができる。

※第6条(契約保証金)で(B)を用いる場合

第14条 丙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 甲は、第6条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を丙に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第15条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第16条 丙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(講習指導員等)

第17条 丙は、委託業務に従事する職員（以下「講習指導員」という。）及び講習事務に従事する職員を置くものとする。

- 2 丙は、講習指導員が免許の取消又はその効力の停止などの処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任又は必要な期間その者の業務を停止するものとする。

(施設等の利用)

第18条 甲は、乙が委託業務に必要と認めた施設、資機材その他の備品を丙に無償使用させるものとする。

- 2 丙は、善良な管理者として、これらの使用及び管理に当たらなければならない。

(実地調査等)

第19条 乙は、委託業務の適切な実施のため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について随時実地に調査するとともに丙に対して所要の報告あるいは書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(費用負担)

第20条 この契約の締結に要する費用は、丙の負担とする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 島根県松江市殿町8番地1
島根県
島根県警察本部長 丸山直紀

乙 島根県松江市殿町8番地1
島根県公安委員会
委員長 藤田和雄

丙